

三好市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止業者等一覧表

現在指名停止及び排除期間中のもののみ掲載している。

令和6年3月2日現在

業 者 名	代表者名	所 在 地	開 始 日	措 置 理 由	該 当 条 項
			終 了 日		
蜂谷工業株式会社		岡山県岡山市	令和6年3月1日	蜂谷工業株式会社は、令和5年11月28日、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。上記事実については、「三好市建設業者等指名停止等措置要綱」別表第2第11号に該当する。	三好市建設業者等指名停止等措置要綱別表第2の11号
			令和6年6月30日		